

東京都港区虎ノ門 3-8-25 日総第 23 ビル 201  
結和法律事務所  
TEL03-5777-2944 FAX03-3432-2184

To : 敬天新聞社  
白倉 康夫 殿  
(FAX : 048-242-5858)

平成 29 年 5 月 11 日  
野口真紀  
代理人弁護士 横井 良

件 名 : ご連絡の件

送信枚数 : 1 枚

前略 本年 4 月 21 日付けで貴殿からファックスを頂いておりましたが、その返信が遅くなり、失礼いたしました。

貴殿は、野口真紀（以下「通知人」といいます。）の通知書以降も通知人に関する記事を掲載し続けております。

貴殿から通知人に対する取材の申し込みが上記ファックスにてありましたが、まずはありもしない事実を並べ立てており、名誉棄損、業務妨害等となっている記事掲載を直ちに中止し削除することが先決です。

記事掲載中止等がなされた後であれば貴殿の申し出については検討いたします。

記事掲載中止がなされないのであれば、速やかに、刑事民事における適正かつ公正な手続にて記事内容が事実無根であることの証明をさせて頂くべき対応をする方針です。通知人を如何なる理由で逆恨みしているのかは不明ですが嘘を並べ立てて貴殿に送りつけている人物の投書を裏付け調査することなく公開している貴殿の責任追及を残念ながらせざるを得ません。

今一度お伝えしますが、貴殿が公開し記事として掲載している投書の内容は嘘ばかりであり、特に貴殿が記事で主張しておられる偽装破産などという事実は客観的な証拠や事実関係からしてもあり得ず、これは少し調べれば分かるはずです。

以上です。貴殿として記事掲載中止等をされるか否かは本書面にご返答いただかなくても行動で分かりますので、特段本書面へのご返答はされなくても構いません。ご確認のほど、よろしくお願いいたします。

草々